

オープンソースの「今」を伝える

## Open Source Conference 2023 Online/Nagoya

2023年5月20(土) 10:00~18:00

オンライン会場 (Zoom & YouTube Live)

# 『OSSライセンスを正しく理解するための本』 紹介3~02 OSSライセンスの概要

2023年5月20日

NEC OSS推進センター・姉崎章博



**OSS License  
Checked!**

# OSSライセンスを正しく理解するための本

## OSS ライセンス

Understand the Open Source  
Software License Correctly

## を正しく理解 するための本

姉崎章博 



本書では、OSSライセンスを正しく理解するために著作権を主眼点において解説しています。プログラマーは、文字をつつてプログラムという著作物を創作するという点においては、文芸作品を創作する作家と同じように著作権を意識する必要があります。

著作権について理解してから、OSSライセンスについて理解する、そのような段階を踏んで理解することが苦手な人もいるでしょう。そこは少々我慢して、一つひとつ理解を進めましょう。短絡的な表現はわかりやすいかもしれませんが、特定の場合にしか当てはまらない、または、どの場合にも当てはまらない表現であることが少なくありません。そのような表現で「わかったつもり」になってしまつては、間違つた前提で理解を進めてしまいがちです。

(序文より抜粋)

## 著作権が理解できれば、 OSSライセンスも理解できる!

誤解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、無用なトラブルを避け、OSSを活用するための1冊! OSSライセンスのコンサルティングに長年取り組んでいる著者が丁寧に解説!  C&R研究所

### C&R研究所について

C&R研究所は新潟市にある出版社です。ユニークな社風や教育方針は新聞やテレビなどで紹介されたりします。詳細については、次のWebサイトでご覧いただくことができます。

[www.c-r.com](http://www.c-r.com)

また、新潟本社には2代目会社犬「ラッキー」がいます。名刺を持つ正式な社員として広報部に勤務しつつ、セラピードッグとして社内のメンタルヘルスにも貢献しています。



●会社犬「ラッキー」

<https://www.c-r.com/book/detail/1425> ↓ 訂正情報があります  
[https://www.c-r.com/reader/reader\\_errata\\_win.html?id=g\\_363-8.htm](https://www.c-r.com/reader/reader_errata_win.html?id=g_363-8.htm)



Orchestrating a brighter world



# 筆者紹介

- ◆ NEC OSS推進センター所属・姉崎章博
- ◆ 汎用機ACOSの通信管理、OSIの標準化、実装に関わる
- ◆ IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる
  - 「IA-64 Linux on 16-WayサーバAzusA」 Linux Conference 2000 Fall
- ◆ OSSライセンスの解説に取り組む2006～
  - NECグループ内へ累計 100回以上、3千名以上へ集合教育(Web教育を除く)

◆ 2008年 OSSライセンスのコンサルをビジネスに **:100社程に有償対応**

- OSIの記事、IPA/SOFTICの報告書、コミュニティの講演や大学教授の論文さえ、著作権に基づく、GPLなどのライセンスをそのように扱っていないことに疑問
- ◆ 著作権情報センター(CRIC)第9回著作権・著作隣接権 論文佳作入選  
「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」(2013年)

<https://osslicense-ane.com/paper/cric-paper/>



- ◆ 『オープンソースの教科書』  
第7章 オープンソースとライセンス の原文執筆(2021年)

<https://c-r.com/book/detail/1416>

- ◆ 『OSSライセンスを正しく理解するための本』(2021年)

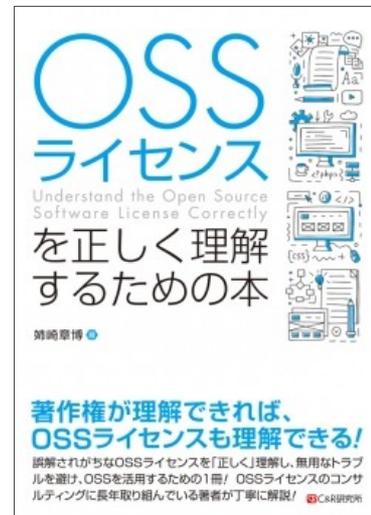
<https://c-r.com/book/detail/1425>



# 『OSSライセンスを正しく理解するための本』

<https://www.c-r.com/book/detail/1425>

- ◆CHAPTER 01 OSSの基礎
- ◆CHAPTER 02 OSSライセンスの概要
- ◆CHAPTER 03 OSSライセンスの都市伝説
- ◆CHAPTER 04 OSSを使ったビジネスで気をつけること
- ◆CHAPTER 05 トラブル回避のための基本的な施策案
- ◆CHAPTER 06 コンサル事例
- ◆CHAPTER 07 著作権法とNEC創立の関係



OSS: Open Source Software

# 『OSSライセンスを正しく理解するための本』

## CHAPTER 02 OSSライセンスの概要

06 OSSライセンス条文の例

07 ライセンスとは

08 OSSライセンスと著作権者の関係

09 OSSライセンスを4つに分類した例

10 結合著作物とは

11 OSSライセンスのタイプ

- 「BSDタイプ」のライセンス
- 「MPLタイプ」のライセンス
- 「LGPLタイプ」のライセンス
- 「GPLタイプ」のライセンス

12 訴訟やその他のトラブル例



# OSSライセンス条文の例

FreeBSD\_10\_1¥src¥sys¥fs¥nfs¥nfs\_commonacl.c より

/\*-

\* Copyright (c) 2009 Rick Macklem, University of Guelph  
\* All rights reserved.

\*

\* Redistribution and use in source and binary forms, with or without  
\* modification, are permitted provided that the following conditions  
\* are met:

- \* 1. Redistributions of source code must retain the above copyright  
\* notice, this list of conditions and the following disclaimer.
- \* 2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright  
\* notice, this list of conditions and the following disclaimer in the  
\* documentation and/or other materials provided with the distribution.

\*

\* THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR AND CONTRIBUTORS ``AS IS" AND  
\* ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE  
\* IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE  
\* ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE  
\* FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL  
\* DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS  
\* OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION)  
\* HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT  
\* LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY  
\* OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF  
\* SUCH DAMAGE.

\*

\*/

プログラムの先頭にコメント行で記載されている

# 条文の原文はほとんどが英文です が

日本語参考訳があるので、そちらから読み始めると取っつきやすい

## ◆FreeBSDプロジェクトの例

<https://www.freebsd.org/ja/copyright/freebsd-license/>

## ◆OSG-JP オープンソースライセンスの日本語参考訳

<https://licenses.opensource.jp/>

**オープンソースライセンスの日本語参考訳**

Japanese reference translations of the OSI approved open source licenses

[View on GitHub](#)

### オープンソースライセンスの日本語参考訳

Open Source Group Japanでは、個々のオープンソースプロジェクトのより良い発展を促すためには適切なライセンスを選択することが重要だと考えています。しかしながら、Open Source Initiativeが承認したオープンソースライセンスには様々な種類が存在し、理解が難しいと感じられることもあります。Open Source Group Japanでは、これらの参考訳がオープンソースライセンスをより良く理解する助けとなることを望んでいます。

#### 注意

これらの参考訳は、各ライセンスの起草者によって発表されたものではなく、各ライセンスを適用した文書の頒布条件を法的に有効な形で述べたものではありません。頒布条件としては英語版テキストで指定されているもののみが有効です。

#### ライセンスリスト

ライセンス名	短縮別子	原文	OSI 区分	FSF 区分
0-clause BSD License	0BSD	原文		
1-clause BSD License	BSD-1-Clause	原文		自由



Orchestrating a brighter world



書かれていることは、概ね以下のような条件

- 1.著作権表示、ライセンス条文本体、免責条項を見えるように（コピー）すること

ほぼすべてのOSSライセンスに存在する条件

- 2.バイナリのソースコードまたはそれを提供する旨の申し出を添付すること※「ソースコードの開示」「ソース開示」と筆者は呼称

GPLなどに存在する条件

- ◆ GPLは、2.の条件しかないと誤解している人が多いが、1.もある GPLが出たときには既にBSD(1.)があり、上位互換となっている

# そもそも、OSSライセンスの「ライセンス」とは

◆金子宏直『ライセンス契約Section 1 ライセンス概論』（日本評論社）より

ライセンス（license）はラテン語で許可もしくは同意といった意味を表す"licentia"という言葉が起源とされる。（省略）17世紀後半には英国の判決で、ライセンスとは、なんら財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、ライセンスが行われなければ違法になる行為を合法にすることであるとの定義が現れる。

つまり、OSSライセンスの場合、

**ライセンス条件が行われなければ著作権法違反になる行為を合法にすること**

# OSSライセンスは、その許諾条件を示したものの

## ◆誰が？

- そのOSSの開発者(社) = その著作物の著作者

## ◆何の許諾？

- そのOSSに対して、著作権を行使することの許諾

## ◆著作権の行使とは？

- 主に複製権の行使。例えば、  
OSSという著作物をCDに焼いて複製すること  
Webにアップロードしてダウンロード可能な状態、  
つまり、複製可能な状態にすることなど

# とんでもない条件が課されている可能性は？

- ◆ 『自由ソフトウェアとは?』 <https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.ja.html>

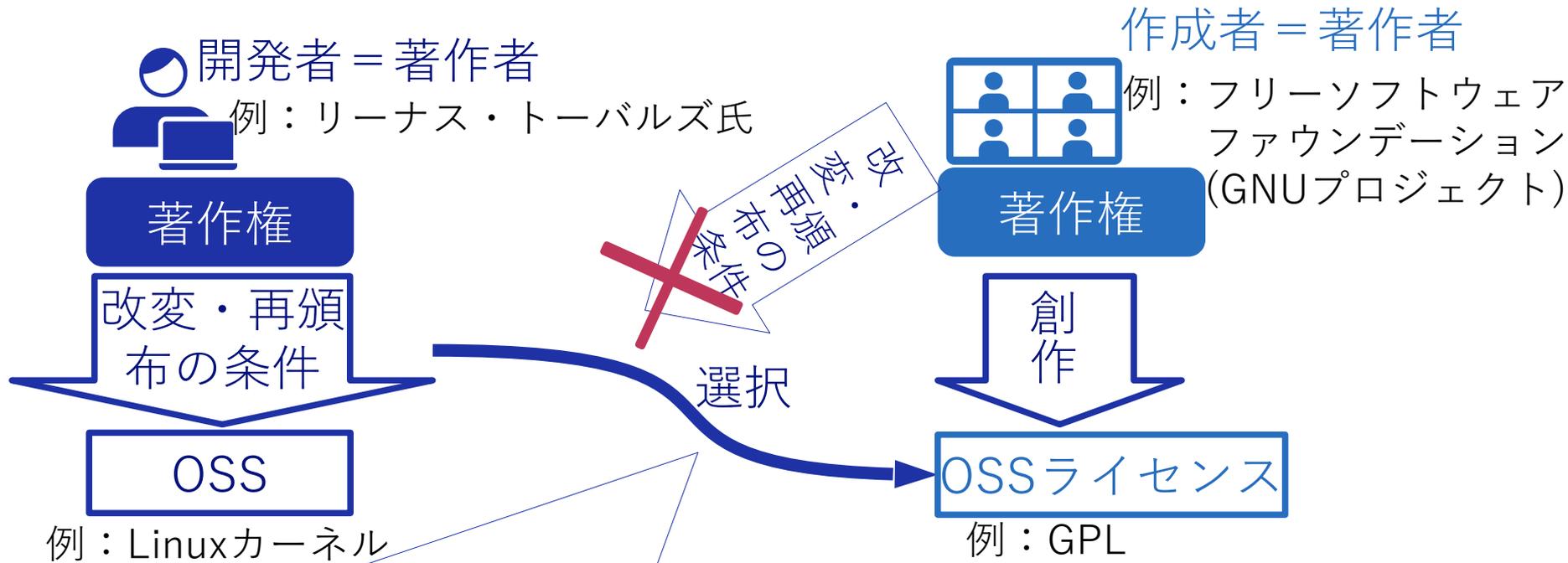
ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、著作権を元にして  
います。

そして著作権によって課することができる要求には制限がありま  
す。



「OSSライセンスとは、著作権によって課することができる範囲で  
、著作権の行使の条件を示したものである」と理解すれば、  
とんでもない条件を課されているのではないか、という不安は  
払拭できないか。

# GPLに従う？ OSSライセンスと著作権の関係



OSSの開発者が、改変・再頒布の条件として、OSSライセンスを選択してる(使わせてもらっている)のであって、それがGPLであっても、GPLに登録するとか、GPLに従う、といったものではありません。

OSSライセンスの作成者に、OSSの条件を指定する権利はありません

# FSFの見解

「GNUライセンスに対する違反」より

もしGPL、LGPL、AGPL、あるいはFDLに違反すると思われる事例がありましたら、（省略）もし著作権者がフリーソフトウェア  
ファウンデーション自身だったならば、どうか<license-  
violation@gnu.org>までご報告下さい。（省略）GPLやその他の  
コピーレフトなライセンスは、著作権に基づくライセンスである  
ことに注意して下さい。これは、違反に対して行動を起こす権限  
があるのは著作権者のみであることを意味します。FSFは  
、FSFが著作権を持つコードに関して報告されたあらゆるGPL違  
反に対して行動しますし、また違反を見逃したくないと考える他  
の著作権者の皆さんにも助力を惜しみません。

しかし、わたしたちは著作権を持っていない場合、自分で行動  
することができません。そこで、違反を報告する前にそのソフト  
ウェアの著作権者は誰なのか調べるのを忘れないで下さい。

OSS:OSSライセンスが支配しているわけではない  
主に、著作者が支配(?)している。

◆GPLと書いて公開したプログラムでも、  
著作者は、プログラとしても頒布できる

▶デュアル・ライセンス

- MySQL, etc.

✓OSSライセンスの位置づけを  
正しく理解しましょう

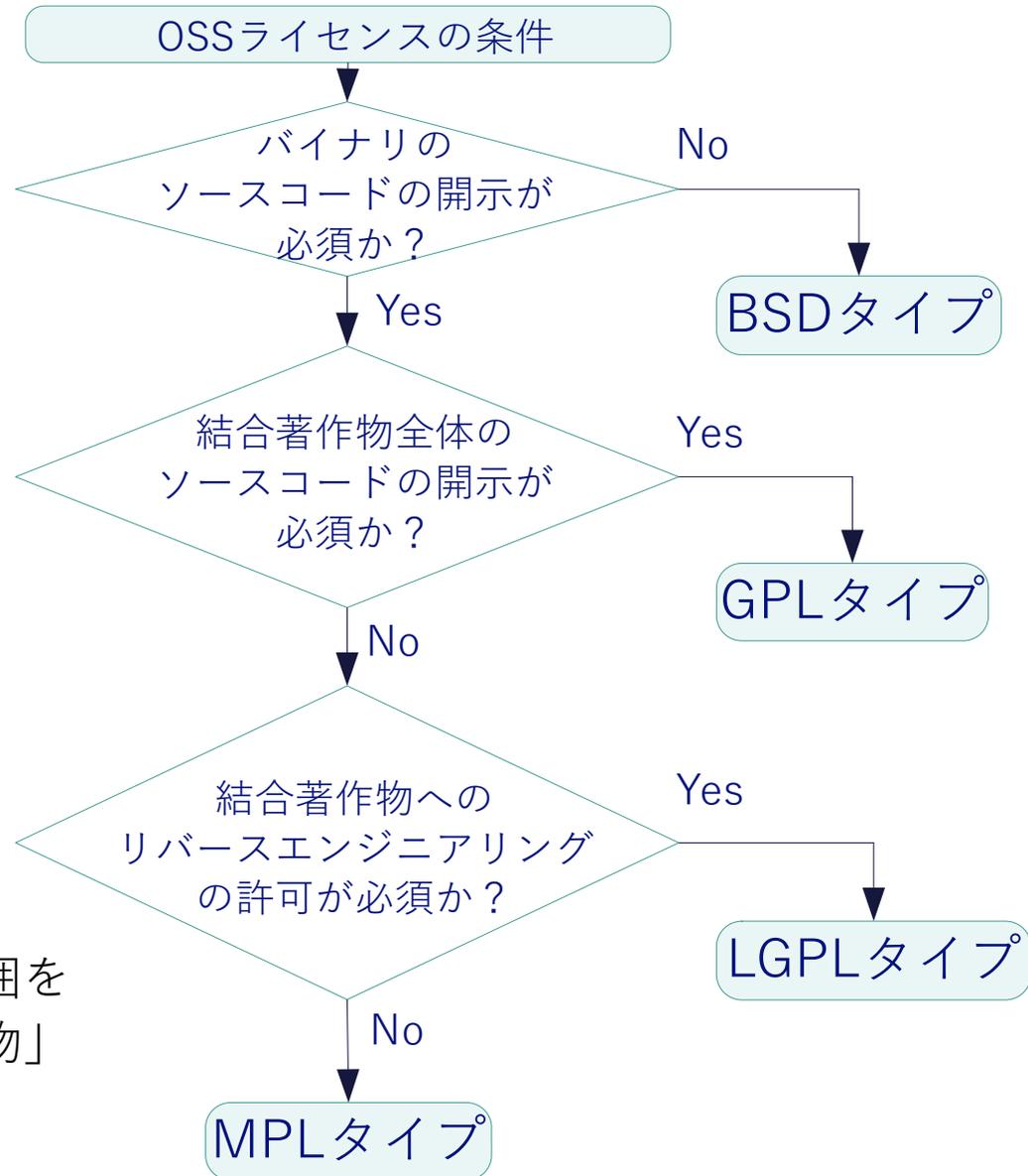
OSSのライセンスは、

OSSの開発者が著作権者として選択したものの。

OSSライセンスの下、OSSがあるのではない。

ここまでで、ご質問はありますか？

# OSSライセンスを4つに分類した例



従来、3分類されていた「～型」と区別するために、「～タイプ」とした

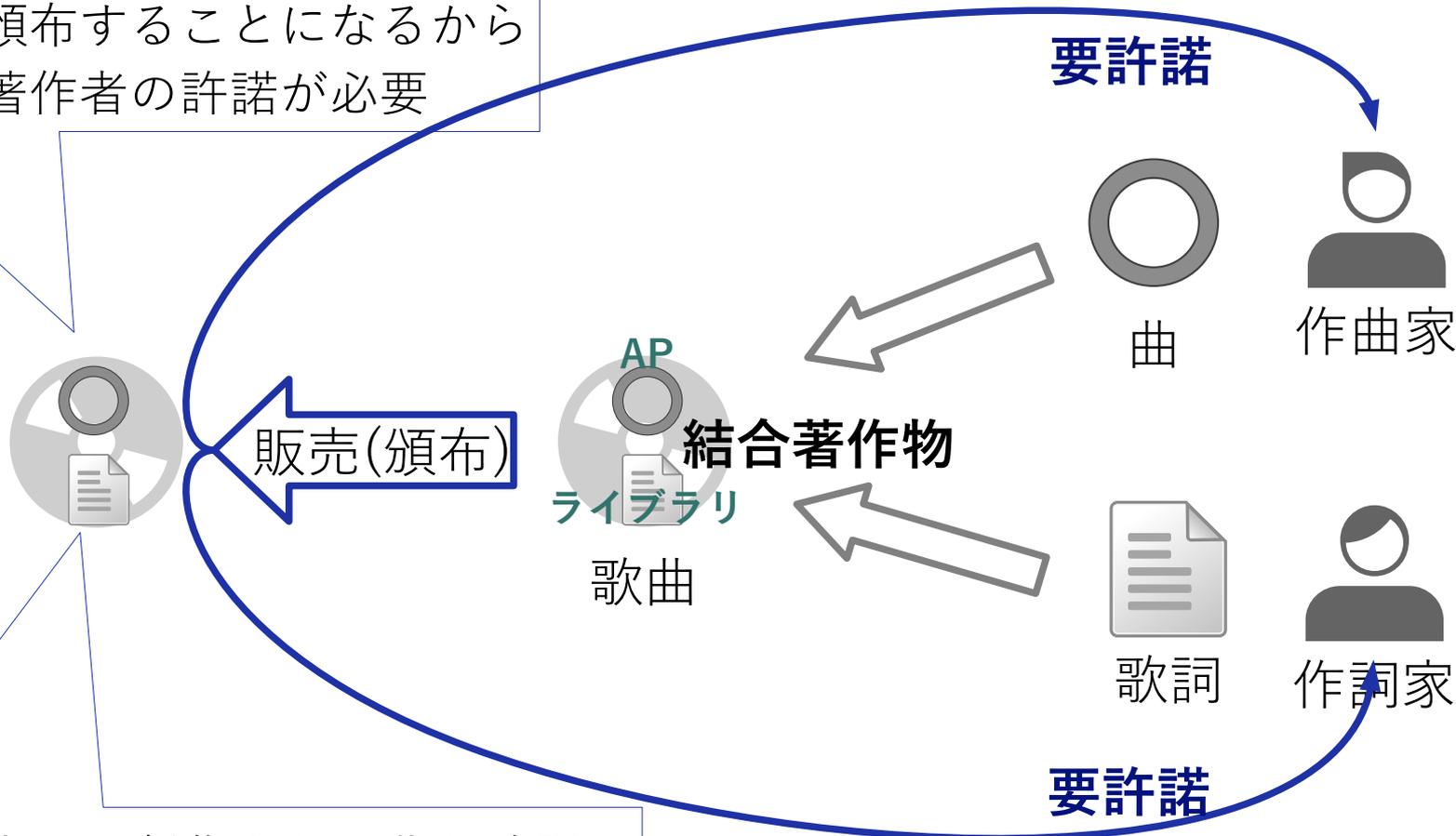
「GPLタイプ」に「GPLに似て非なるもの」という意味は込めていない

GPLのソースコードの開示範囲を説明するために、「結合著作物」という言葉を使用しています

# 結合著作物とは(1/2)

ライブラリとAPの関係に似ている

歌曲を頒布するということは、  
曲と歌詞を頒布することになるから  
それぞれの著作者の許諾が必要



しかし、独立して創作された曲と歌詞を  
単に結合しても歌曲にはならない。  
二人の**共同著作物**と言えるもの。

だけど…

# 結合著作物とは(2/2)

二人の**共同著作物**として扱うと… 二人の許諾が必要になり、不便。  
だから、相手の許諾が不要になる**結合著作物**という扱いがされる模様  
～**分離可能著作物**(造語)とでも言えそうな内容



OSSライセンスの4分類は、説明上のもの。

結合著作物：一緒なら相手の許諾も必要だが、  
別ならば相手の許諾は必要ない、という扱い。

ここまでで、ご質問はありますか？

# 「BSDタイプ」のライセンス

- ◆OSS自身の「バイナリのソースコードの開示が必須ではない」
- ◆「BSD likeライセンス」とも呼ばれる
- ◆BSDライセンス、Apacheライセンス、MITライセンスなど
- ◆4タイプの中で一番条件の緩いライセンス
  - このタイプのみ、改変の有無にかかわらずソースコードを開示せず、バイナリ形式のみでも頒布することが可能だから
- ◆頒布の条件は、主に次の3点の受領者への提示
  - 著作権表示
  - ライセンス本文
  - 免責条項（責任限定規定）

# 「MPLタイプ」のライセンス

- ◆OSS自身の「バイナリのソースコードの開示が必須」ですが、「結合著作物への条件が除外されている」
- ◆つまり、ソース開示の条件の対象は、OSSに閉じている
- ◆Mozilla Public License (MPL) とこれに似た Eclipse Public License (EPL) Common Public License (CPL) など
- ◆1998年、Netscape Communicatorのオープンソース化に始まる
- ◆そのころ、用語「オープンソースソフトウェア」も出来た
  - それまで「自由(フリー)ソフトウェア」と呼ばれていたもの
  - 「GPLは、(契約書としては)不十分な法的文書」と指摘する人まで
- ➔真に受けてしまったのか、準拠法や管轄裁判所が記載

# MPLとGPLの条件

## GPLの条件

- 結合著作物のソースコードの開示
- 著作権表示
- ライセンス条文
- 免責条項
- 自分自身のソースコードの開示
- ...

## MPLの条件

- **準拠法**
- **管轄裁判所**

MPLの条件を  
GPLの条件で  
包含できないため  
両立しない

➤MPLのOSSは、GPLのOSSと結合するときはGPLを選択でき、LGPLのOSSと結合するときはLGPLを選択できるようにして、問題を回避

# 「LGPLタイプ」のライセンス

- ◆OSS自身の「バイナリのソースコードの開示が必須」ですが、「結合著作物へはリバースエンジニアリングの許可」に譲歩
- ◆GNU Lesser General Public License (LGPL)など
- ◆当初LGPLのLは「Library」。version 2.1で「Lesser」に変更  
劣等(Lesser)GPLとは、GPLから一步譲歩のニュアンス
- ◆頒布の主な条件…著作権表示、ライセンス条文、免責条項に加え
  - ライブラリ自身のソース開示
    - 受領者自身でのバグfixなど改変可能にするため
  - APのソースまたはオブジェクトコードの提供
    - 受領者自身での実行形式を再構成可能にするため
  - そのリバースエンジニアリングの許可
    - 受領者自身で新実行形式をデバッグ可能にするため

リバースエンジニアリングを一切禁止してはならない、という意味ではない

# 「GPLタイプ」のライセンス

- ◆OSS自身の「バイナリのソースコードの開示が必須」に加え、「結合著作物全体のソースコードの開示が必須」
- ◆GNU General Public License (GPL)など
- ◆LGPLにあったAPのオブジェクトコードでの提供の選択肢が無い  
デバッグにはソースコードの方が格段に適しているから
- ◆変更の有無は関係ない
- ◆LGPLがGPLから譲歩した条件としていたため、GPLの目的も「受領者側での改変・デバッグ可能な自由」

BSDタイプの条件に加えて、ソース開示が必要なわけだが…

# 「GPLタイプ」のライセンスで

- ◆ 利用プログラムのソースコードの必要性は？
  - ジャムるプリンタのドライバを改変して凌ぐためには、そのAPがドライバをどう使っているかデバッグに必要
- ◆ ソース開示の対象範囲は？
  - 改変の目的から言えば、デバッグの対象となるプログラム単位
  - 一般に、カーネルと各AP単位とでデバッグは独立
- ◆ AP全体の再頒布の条件がGPLの条件になる理由は？
  - AP全体ならGPLのプログラムを含み、その著作権行使になるから
    - 結合相手のプログラムのライセンスがGPLになるわけじゃない
    - 二次的著作物は、原著作物の著作権に何ら影響を与えない
  - ✓ 分離して頒布するならば、ソース開示の条件を課せられる道理も無い

# OSSライセンスの4タイプを順に紹介しました

## ソース開示条件がゆるい順

無い

自身のみ

APはObjも可

APもソースのみ

BSDタイプ

MPLタイプ

LGPLタイプ

GPLタイプ

1

4

3

2

出現順は

ここまでで、ご質問はありますか？

# 訴訟やその他のトラブル例

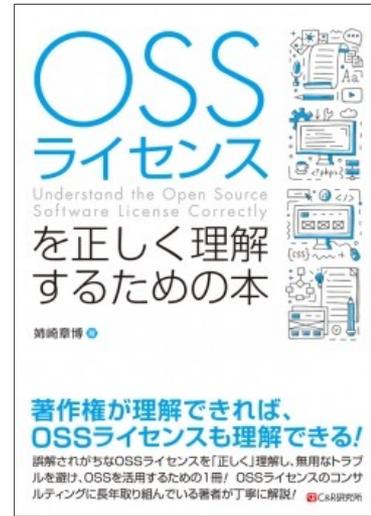
- ◆2007年～2009年、BusyBox(GPL)を含む通信機器を販売するメーカーがソースが開示されていないと多数提訴された
    - 2007年9月 Monsoon Multimedia社
    - 2007年11月 High Gain Antennas, LLC、Xterasys Corp.の2社
    - 2007年12月 Verizon Communications社
    - 2008年7月 Extreme Networks, Inc.社
    - 2009年12月 Samsung、JVC、Boschなど14社
- ↑これは民事の話。
- ◆告発・告訴されて著作権侵害の有罪となれば、  
日本では3億円以下の罰金刑の犯罪

図を使った詳しい説明は、書籍をご覧ください

## 『OSSライセンスを正しく理解するための本』

<https://www.c-r.com/book/detail/1425>

- ◆CHAPTER 01 OSSの基礎
- ◆CHAPTER 02 OSSライセンスの概要
- ◆CHAPTER 03 OSSライセンスの都市伝説
- ◆CHAPTER 04 OSSを使ったビジネスで気をつけること
- ◆CHAPTER 05 トラブル回避のための基本的な施策案
- ◆CHAPTER 06 コンサル事例
- ◆CHAPTER 07 著作権法とNEC創立の関係

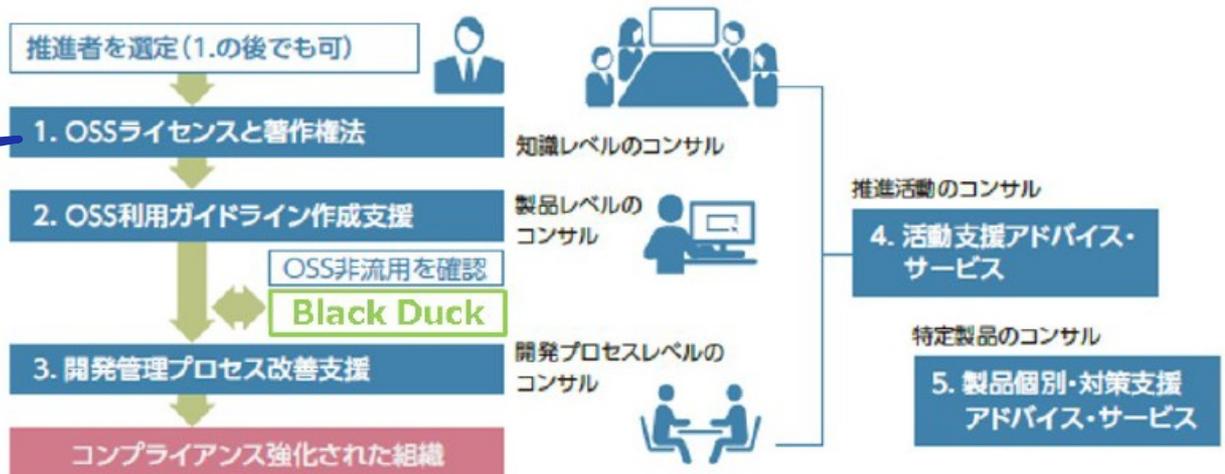


# OSSライセンスコンサルティング

<https://jpn.nec.com/oss/osslc/>

1.	<b>OSSライセンスと著作権法講義</b>	「なんとなくしか知らなかったGPLが目から鱗」と好評な著作権法からOSSライセンスをお話しする講義です
2.	<b>OSS利用ガイドライン作成支援</b>	実製品で利用OSSを例に、OSSライセンスの正しい理解・解釈の仕方及び対策のガイドラインの作成をご支援します
3.	<b>開発管理プロセス改善支援</b>	開発または品質管理システムにチェックポイントを組み込み、統制の取れた開発管理・品質管理標準の改善をご支援します
4.	<b>活動支援アドバイス・サービス</b>	御社の特定のOSSライセンス・コンプライアンス活動に対して、年間を通じて、アドバイスをご支援するサービスです
5.	<b>製品個別・対策支援アドバイス・サービス</b>	御社の特定の製品に対して、目視あるいはツールを利用した結果、認識されたOSSライセンス違反に対して、アドバイスを提供します

OSSライセンスの  
コンプライアンスの推進ステップ



最近の有償講義では4タイプを出現順に経緯が分かる形で説明しています。



Orchestrating a brighter world



まずは、**無料セミナー：オンライン**をご利用ください  
a-anezaki@nec.com まで、ご相談ください

- ◆ タイトル：OSSライセンスと著作権法のポイント  
～正しいOSSライセンスの理解の仕方～
- ◆ 時間：1.5時間 – 1時間超のセミナー、サービス紹介と質疑応答  
(1-2名から数十名でも可)
- ◆ 講師：NEC OSS推進センター 姉崎 章博
- ◆ スライド概要  
テキスト：<https://jpn.nec.com/oss/osslic/doc/PointOfOSSlicenseAndCopyrightLaw.pdf>
  - フリーソフトウェアとOSSの概史
  - OSSライセンスはどんな条件が書かれているのか
  - OSSライセンスの位置づけ
  - OSSライセンスとソフトウェアライセンス(ex.EULA)との違い
  - 2009年12月、14社がGPL違反で提訴された
  - GPLv2 第3条の読み方
  - GPLは契約ではないならば、何か？
- ◆ 無料の理由：**企業・コミュニティ・弁護士問わず、都市伝説を語る人が多いため。**  
一度聞いてもらわないと、有償の価値をわかってもらいにくいいため。

以上、  
となりませんが、  
何かご質問はありますでしょうか？

# \Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、  
誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

\Orchestrating a brighter world

**NEC**